

答申第55号  
平成18年6月20日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会  
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成16年6月25日付け兵公委発第150号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

対象公文書

兵庫県警察本部長が保有する兵庫県警察本部の22所属における捜査費（国費及び県費）に係る支出関係文書（平成10年度から平成14年度まで）（詳細は別表1に記載のとおり）

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が、審査請求人に対して行った非公開決定処分に係る対象公文書(以下「本件対象公文書」という。)について、

- (1) 別表2のB欄に記載の各項目のうち、印を付した項目については、公にしても、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とはいえないことから、本来的に公開すべきである。
- (2) また、別表2のB欄で印を付した項目については、別表2の欄外(注2)に記載の基準に従い、非公開が相当な場合以外のものは、上記(1)と同様に、公開すべきである。
- (3) 上記(1)又は(2)にかかわらず、本件対象公文書のうち、別表3に記載の所属又は所掌事務に関して作成された公文書については、公開対象から除くこととする。

なお、それ以外の所属又は所掌事務に関して作成された公文書については、警察本部長から、暴力団等の組織犯罪との関連性を具体的かつ明確に示されない限り、上記(1)又は(2)において公開すべきとした判断に影響を及ぼすものではない。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表1に掲げる本件対象公文書について、審査請求人が平成16年3月19日付けで行った公開請求に対して、警察本部長が平成16年3月29日付けで行った非公開決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、公開できる部分と非公開とする部分を峻別し、執行機関の説明責任を果たすべく、部分公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人からの「審査請求書」(平成16年5月6日付)、「非公開理由に対する意見書」(平成16年7月23日付)及び意見陳述(平成18年5月30日)において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 公開請求の対象公文書

審査請求人が公開を求める本件対象公文書は、警察本部長が保有する兵庫県警察本部の刑事企画課を始めとして計22所属における捜査費(国費及び県費)に係る支出伺、支払精算書、領収書又は支払報告書(平成10、11、12、13及び14年度)である。

(2) 審査請求の理由

警察本部長が本件対象公文書を全て非公開とする理由は、一律に「情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第3号該当、公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されているため」としているが、本件対象公文書の全てが上記の趣旨に該当するものとは考えられず、公開できる部分と非公開とする部分を峻別し、執行機関の説明責任を果たすべきである。

また、兵庫県公安委員会(以下「諮問庁」という。)も実施機関(警察本部長)の行った処分は妥当なものであると追認している。

以上のことから、本件処分及び諮問庁の非公開理由説明は明らかに失当である。

### 第3 諮問庁の説明要旨

諮問庁の「非公開理由説明書」（平成16年7月9日付）、「非公開理由に対する補充説明」（平成17年9月21日付）及び意見陳述（平成17年9月21日外）において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

#### 1 本件対象公文書の特定

公文書公開請求書によれば、審査請求人は、刑事企画課を始めとして兵庫県警察本部の計22の所属に対して、国費捜査費及び県費捜査費を執行した際に作成又は取得された「支出伺」、「支払精算書」、「領収書」及び「支払報告書」の4種類の文書を指定してその公開を求めているが、平成13年度に捜査諸雑費という新たな制度が導入されたことなどから、警察本部長としては、審査請求人が実施機関に公開を望んでいるものを「22の所属における捜査費を支出するための意思決定に関する文書」及び「捜査員が捜査費を執行した際、その状況を明らかにする文書」と判断し、平成10、11、12、13及び14年度の各年度において、捜査費を執行する際に作成又は取得された、別表1のB欄に掲げる文書を、本件対象公文書として特定した。

捜査費は、その執行方法によって、一般捜査費と捜査諸雑費に分かれており、まず、一般捜査費は、捜査員が捜査費を必要としたときに、その都度、上司を通じて取扱者（警察本部においては担当課長等）に申請し、必要性を認められれば、捜査員が交付を受けて執行する制度である。

また、捜査諸雑費は、平成13年度に導入されたもので、捜査員に対し、あらかじめ捜査費を前渡しして、日常の捜査活動において使用する少額多頻度にわたる経費を捜査員の判断により執行する制度である。

#### 2 本件対象公文書の概要

本件対象公文書には、以下に掲げるような、個別の捜査費執行時における具体的な情報が記載されているが、個別公文書ごとの記載情報は、別表2のB欄のとおりである。

文書の標題及び様式に係る部分  
所属名  
決裁欄の印影（所属長（課長）及び次席）  
支払等の金額（個別金額、合計額）  
捜査員の官職（階級）、氏名及び印影  
支出（支払）・交付等の年月日  
支出（支払）先  
支出の場所（執行場所等捜査活動範囲がわかる情報）  
支払事由  
捜査人員 等

#### 3 捜査費の概要

##### (1) 捜査費の性格

捜査費は、犯罪の捜査等に従事する警察職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、捜査協力者（以下「情報提供者等」という。）に対する諸経費で、緊急を要し、又は秘密を要するため、正規の会計手続きを経ては、警察活動上支障を来す場合にのみ使用できる経費で、現金経理が認められている。

(2) 捜査費の具体的な使途例

捜査費の主な使途は、次のとおりである。

ア 犯罪捜査等に従事する職員の活動のための経費

- (ア) 聞込み、張込み、尾行等に際し必要となる交通費、飲食費、物品費等の諸経費
- (イ) 早朝、深夜等における捜査員の交通費等
- (ウ) 拠点等のための施設の借り上げ等に要する経費

イ 捜査等に関する情報提供者等に対する経費

- (ア) 情報提供者等に対する謝礼
- (イ) 情報提供者等との接触に要する経費

(3) 国費捜査費と県費捜査費

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条は、都道府県警察に要する経費のうち、国庫が支弁するものを規定しており、同条に該当するもので犯罪の捜査等に必要な経費については国庫捜査費、その他のものについては県費捜査費が執行されている。

(4) 本件対象公文書の作成、取得の流れ

（本項の文中、 から までの丸数字は、別表2のA欄「公文書の名称」に付したものと同一である。）

ア 一般捜査費の執行の場合

一般捜査費は、経費が必要となったときに、その都度交付申請を行い、必要性が認められれば、概算交付を受けて執行するものであるが、その流れは次のようになっている。

- (ア) 捜査員は、捜査費の執行が必要となったときに、上司を通じて取扱者（警察本部にあっては担当課長等の所属長）に対し、その所要額を交付申請する。
- (イ) 取扱者は、交付申請に基づき交付額を決定し、取扱補助者に「捜査費支出伺」を作成させる。
- (ウ) 捜査員は、取扱者の交付決定により捜査費を受領し、情報提供者、捜査協力者又は飲食店等に支払い、相手方から「領収書」等を徴収する。
- (エ) 捜査員は、帰庁後速やかに「支払精算書」を作成するとともに、領収書等を添付し、取扱者に報告して確認を受ける。  
ただし、領収書等を徴収することができなかつたときは、「支払報告書」を作成し、又は支払精算書にその理由及び状況を記載して確認を受ける。
- (オ) 捜査員は、突発的に捜査費が必要になり立替払いを行ったときは、「立替払報告書」に領収書等を添付して取扱者に報告し、必要性が認められれば、立替払いをした額の交付を受ける。

イ 捜査諸雑費の執行の場合

捜査諸雑費は、平成13年度から導入された制度で、捜査員が日常の捜査活動において必要となる少額多頻度にわたる経費の執行に充てるため、あらかじめ必要額を捜査員に概算交付し、捜査員の判断により執行していくものであるが、その流れは次のようになっている。

- (ア) 取扱者は、原則、毎月当初に捜査諸雑費を執行する捜査員の所属する中間交付者（警察本部にあっては課長補佐）に対して、捜査諸雑費を概算交付する。その際、取扱補助者に「捜査費支出伺」を作成させる。

- (イ) 捜査諸雑費の交付を受けた中間交付者は、「捜査費交付書兼支払精算書」を作成し、取扱者から交付を受けた額を基に、各捜査員に当該月分の所要見込額を交付する。また、必要に応じて追加交付することができる。
- (ウ) 捜査員は、交付を受けた捜査諸雑費を執行した場合、原則として日々「捜査諸雑費支払伝票」を作成し、「領収書」等を貼付して中間交付者に提出する。
- (エ) 捜査員は、原則として月末後に、交付を受けた捜査諸雑費の精算を行い、残額があるときは中間交付者に返納する。
- (オ) 中間交付者は、各捜査員の精算に基づき「捜査費交付書兼支払精算書」に記載し、捜査員が作成した「捜査諸雑費支払伝票」を添えて取扱者に報告する。

#### 4 本件処分の適法性

##### (1) 条例第6条第3号の趣旨

条例第6条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、公共安全等に関する情報として、非公開とする旨を定めている。

同号は、犯罪の予防、捜査等に代表される情報のうち、当該情報の性質上、公にすることにより、

犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持のための警察活動等に支障が生ずるおそれ

上記の警察活動等に関わる犯罪の被害者、情報提供者等人の生命、身体等の保護に支障が生ずるおそれ

があると実施機関が認めることにつき、相当な理由がある情報が記録されている公文書については非公開とする趣旨であるが、公開又は非公開の判断に当たっては、情報の性質上、高度の専門的・技術的判断を要することから、実施機関の第一次的な判断権が尊重されている。

##### (2) 条例第6条第3号の該当性

###### ア 捜査費の執行情報に関する基本的認識

公開請求の対象とされた捜査費支出伺、支払精算書等の書類は、会計文書であるが、それらの文書に記載されている内容は、「誰が、いつ、どこで、何のために、誰に対して、いくら捜査費を執行し、その執行を誰が認めたのか」という捜査費の執行状況を、会計的に記録した一連の文書である。

1つの執行に関する情報それ自体が犯罪捜査に関する情報であるばかりでなく、これを事件ごとの一連のものとしてとらえれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった各種捜査情報を反映している情報とみることができる。

したがって、これらの文書に記載されている内容は、まさしく個々の捜査活動の内容そのものであることから、警察本部長は、捜査費の個別執行を記した書類は、会計文書であると同時に、個々の捜査活動の実態を記した犯罪捜査に関する文書であると認識している。

###### イ 情報の単位のとらえ方

例えば、支払精算書は、「誰が、いつ、どこで、何のために、誰に対して、いくら捜査費を執行し、誰がこれを確認したのか。」ということを領収書等を添付することによって明らかにした文書であり、そのため、作成年月日、精算先の宛名、捜査員の階級・氏名(印影)、既受領額、支払額、差引過不足額、支払年月日、支払事由、

支払金額、金額計、決裁欄（印影）、精算の区分、精算年月日、領収印（印影）、領収書を徴することができなかった場合の所属長確認欄（官職、階級、氏名、印影）の各記載項目が設けられている。

これら個々の記載項目は、情報の構成要素であるが、これら個々の記載項目によって、1個の捜査費の執行状況を明らかにしていることから、各記載項目は、全体として1個の独立した一体的な情報を構成していると考えられる。

これは、他の文書でも同様であると考えられるが、情報の公開、非公開の判断は、この「情報」を単位として判断すべきで、個々の構成要素ごとに公開、非公開を判断すべきではない。

## ウ 情報提供者等が特定されるおそれのある記述

### (ア) 情報提供者等を識別可能な記述

情報提供者等を特定又は推認することが可能となるような記述は、現在捜査中である事件に関してであれ、既に捜査が終結している事件に関してであれ、そのような記述が公開されることになれば、情報提供者等が被疑者等の事件関係者から報復を受けたり、又は威迫されるおそれがあることから、条例第6条第3号が定める公共安全情報に該当し、公開できない情報である。

### (イ) 情報提供者等に関する情報の外部提供による捜査活動への障害

情報提供者等を直接的に特定できる記述そのものでなくても、情報提供者等に関する情報を警察が少しでも外部に提供したというような事実が情報提供者等の知るところとなれば、信頼関係で成り立っている警察と情報提供者等との関係を壊すことにつながり、以後の協力が得にくくなるなど捜査活動に対する重大な障害になることから、情報提供者等に係る捜査費の個別執行情報は、条例第6条第3号が定める公共安全情報に該当し、公開できない。

### (ロ) 情報提供者等との接触状況に関する記述

情報提供者等に係る個人識別情報は当然非公開情報に該当するが、個人識別情報に該当しなくても、例えば、情報提供者等に謝金を交付した日付、金額、交付場所及び交付した理由、さらには、情報提供者等と接触する際に手土産などを購入した場合の購入先、購入した物品などの一連の記述についても、これが公になると、捜査員と情報提供者等との接触状況が明確となり、結果的に協力者の身上等が推認されることも有り得るし、警察が捜査している対象事項、その時期、方法などについても推認されるおそれがあることから公開できない。

### (ハ) 領収書

情報提供者等が作成した領収書は、個人識別部分を公開しなくても、その筆跡等から情報提供者等を特定されるおそれがある。

### (ニ) 支払金額、支払日に関する記述

支払金額に関する記述も、支払日、支払場所などの記述と照合することによって協力者を特定することも可能になってくる。特に、情報提供者等への謝金の支払日は協力者と接触した日にほかならないから、支払日そのものでなくても支払日をうかがわせるような記述が公開されれば、過去においては協力者の行動に関する記憶、将来においては協力者の行動を推測することで、協力者を特定することも容易になると考えられる。

## エ 捜査費の執行者に係る記述

### (ア) 捜査費の執行者に係る記述

捜査費の執行者に係る記述は、情報提供者等に係る記述と同じように、現在捜査中である事件に関してであれ、既に捜査が終結している事件に関してであれ、これらを公開することになれば、捜査員又はその家族が被疑者等の事件関係者から報復を受けたり、又は威迫されるおそれがあり、捜査活動に対する重大な障害となることから公開することはできない。

### (イ) 警部以上の階級の警察官の氏名

警察は、人事異動を行った場合、警部以上の階級の警察官については、所属、階級、氏名を公表しているが、これは「誰がどの所属に配置されたのか」という人事情報を公表しているものに過ぎず、特定の捜査に携わっている、あるいは特定の事件の捜査指揮を執っているという情報を公開したものではない。したがって、この一過性の発表をもって、警部以上の警察官の氏名が公共安全情報に該当しないというような判断は行っていない。

警部以上の警察官の氏名であっても、本人やその家族等が犯罪者等に危害を加えられるおそれがあることから、階級にかかわらず、ある警察官が特定の捜査に従事しているということが推認されるおそれのある情報は、公共安全情報として非公開情報に該当する。

### (ウ) 各書類に記載された筆跡

捜査費の執行者に係る個人識別情報は当然非公開情報に該当するが、個人識別情報に該当しなくても、他の情報と照合することにより、個々の捜査員を特定することが可能となるようなもの、例えば「支払精算書」、「立替報告書」、「支払報告書」及び「捜査諸雑費支払伝票」の各書類は、個々の捜査員自らが作成する書類で、個人識別部分を公開しなくても、その一部を公開すれば、その筆跡から個々の捜査員が特定されるおそれがあり、公開することはできない。

## オ 捜査の活発性、捜査体制を推察されるおそれのある記述

### (ア) 捜査費の執行件数（書類の作成枚数）

実施機関は、捜査費の執行件数も非公開情報に当たるものと判断しており、所属名のような細目的事項自体に有意性はなくとも、何らかの記述ひとつを公開すれば、それを積み上げることにより、捜査費の執行件数が分かることから、例え単独では情報としての意味がないと思える細目的事項であっても公開することはできない。

個別の捜査費の執行状況を記した文書は、個々の捜査活動を表象した文書であるから、例えば、書類の内容ではなく、書類の作成枚数だけでも、警察の捜査活動を探索しようとする者にとっては有効な資料となりうる。

作成枚数が多ければ捜査活動が活発に行われていることを意味することになるし、作成枚数が少なければ捜査活動が低調であることを意味するから、特定所属を名指しした公開請求を行うことによって、その特定所属における捜査活動等の活発さや捜査の進展状況等の動向を推察することが可能となり、被疑者等の事件関係者が逃亡や罪証隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあるからである。

### (イ) 各係の人員

捜査諸雑費制度において作成される「捜査費支出伺」、「捜査費交付書兼支払精算書」は、中間交付者が管理する各係単位に着目して作成されている書類であるが、

これを公開すれば、各係を構成している人員が知られることになる。

内偵捜査は、この係を単位として行っているが、各係の人員を知られることは本来秘匿されるべき内偵捜査の体制を明らかにすることになり、ひいては個々の捜査員や捜査対象などを特定されるおそれがある。

捜査諸雑費の「捜査費支出伺」の「支出事由」欄には、係の人員が記録されており、また、「捜査費交付書兼支払精算書」の中間交付者及び捜査員の氏名をマスキングして公開しても、そのマスキングによって内偵捜査を行う係の人数、すなわち係の体制が明らかとなってしまうので公開できない。

## カ 過去の事件、組織犯罪でない事件に関する文書の公開可能性

### (ア) 過去の事件に関する文書

「過去の既に捜査が終わった事件であれば、それに関する情報を公開しても現在行っている警察活動に支障はないのではないか。そうであれば、過去の事件に係る捜査費支出伺等の文書は公開してもよいのではないか。」というような考え方もあるが、たとえ過去の事件に係る捜査費支出伺等であっても、「情報提供者等が特定されるおそれのある記述」や「捜査費の執行者に係る記述」については、それを公開することになれば、上記イ及びウで述べたような支障が生ずることから公開することはできない。

犯罪というものは、個々の人間が単発に犯すものだという考え方を根底にしているため、性犯罪者に限らず薬物事犯や窃盗犯などにおいても、同一人が反復、継続して同種の犯罪を繰り返す再犯性が高いという実態があること、さらには、犯罪を組織的に敢行する暴力団等の犯罪組織が現実に存在していることから、ある事件捜査の経緯が時間の経過により、現在及び将来の警察活動に影響を及ぼさなくなっているかどうかを判断することは、相当の期間を経るなどした後でなければ、できないものと考えられる。

### (イ) 組織犯罪以外の犯罪に関する文書

また、「組織犯罪に関する文書は公開できなくても、いわゆる単発の事件に関する文書であれば、公開してもよいのではないか。」というような考え方もあるが、「警察による犯罪捜査の結果、すべての実体的真実が必ず明らかになる」というものではないことから、過去に取り扱った多くの事件において、その事件が組織犯罪なのか、個人犯罪なのかということは、警察自身にも究極的には分からないというのが実態である。

そして、例えば、暴力団が関与している事件は、暴力団対策課だけではなく、生活安全部門や交通部門等の各部門において、事件処理を担当しているセクションであれば多かれ少なかれ何らかの事件を取り扱っていることから、「暴力団対策課が処理した事件については非公開、それ以外の課が処理した事件は公開」というような切り分けも行うことができない。

このような実態を考慮すれば、「組織犯罪に含まれない個人犯罪の事件に関する文書は公開してもよいのではないか。」などという考え方に、警察としては同意することはできない。

### (3) 本件処分の概要

上記(2)のとおり、本件公文書に係る公開請求に対しては、条例第6条第3号の規定に該当する非公開情報が記録された公文書であることから、本件公文書に係る非公開決定処分を行ったものである。



## 第4 審査会の判断

### 1 本件対象公文書の概要

本件公文書は、公開請求書の趣旨によれば、警察本部長が保有する兵庫県警察本部の刑事企画課を始めとして計22の所属において、平成10、11、12、13及び14年度の各年度に捜査費（国費及び県費）を執行する際に作成又は取得されたものとして警察本部長が特定したところの次の7種類の文書であり、諮問庁からの説明及びインカメラ審理により、各公文書が作成される場合と、記載されている情報は、別表2に記載のとおりと認められる。

捜査費支出伺  
支払精算書  
立替払報告書  
領収書  
支払報告書  
捜査費交付書兼支払精算書  
捜査諸雑費支払伝票

### 2 本件対象公文書における情報の単位のとらえ方

#### (1) 条例第7条の趣旨

条例第7条では、「公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分について公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定されている。

#### (2) 諮問庁における本件対象公文書の情報の単位のとらえ方

諮問庁によれば、「公開請求の対象とされた捜査費支出伺、支払精算書等の書類は会計文書であるが、それらの文書に記載されている内容は、誰が、いつ、どこで、誰に対して、何のために、いくらのお金を執行し、その執行を誰が認めたのかという、捜査費の執行状況を会計的に記録した一連の文書である。したがって、会計文書であると同時に、個々の捜査活動の実態を記した犯罪捜査に関する文書である」としている。

また、例えば、「捜査費支出伺ごとに1個の独立した一体的な情報を構成していると考えられる。」などとして、文書1枚の全体を独立一体の情報ととらえ、その中に記載されている決裁欄（印影）、年月日、所属、捜査員の階級・氏名、金額、支出事由等の各項目は1個の情報の構成要素であり、非公開事由に該当する項目が含まれることから、1個の情報（文書1枚の全体）を非公開としている。

#### (3) 「時系列的有意会計文書」としての情報の単位のとらえ方と公開性の判断

他方、県警察本部における会計処理においては、定型的な一定の書式を使って会計事務の処理を継続的に行うことにより、一連のファイル形式に大量に集積され、それが、月あるいは年度単位等で執行状況の確認等に広く利用されている実態を考えると、捜査費執行情報というものは、1枚の紙ではなくて、各所属において、国費・県費ごとに、1件1件の支出が月単位で日付順に集積・編冊され、月単位あるいは年度単位で、一つの時系列的なかたまりとして存在しているといえることができる。

また、その中で、支出された金額がどのように推移しているかということは、明らかに意味的関連を持つ情報として成り立っていると見るべきである。

これを比喩的にいえば、積み重なった紙の中で、金額欄がそれらを貫く柱（独立一体的な情報）になっているといえ、諮問庁による情報の単位のとらえ方（1枚の紙文書全体）とは別に、「ある所属における捜査費執行額の時系列的な推移」との意味的関連を有する独立一体的な情報の単位（以下「時系列的有意会計文書」という。）についても成り立ち、情報の単位が両立するということを妨げるものではない。

また、この時系列的有意会計文書の範囲には、年月日、情報提供者等、捜査員、警察の捜査対象や時期・方法等を特定又は推認されるおそれのある年月日、支出事由及び支払先等の情報は含まれず、個別具体的な事件との関連が遮断されていることから、非公開情報（条例第6条第3号に規定する「公共の安全等に関する情報」）に該当せず、本来的に、公開すべきものであると判断する。

なお、この時系列的有意会計文書について、所属、国費又は県費、文書種類及び支出等年月日等を特定した横断面が、1枚1枚の各文書であり、時系列的有意会計文書として公開する場合は、1枚1枚の文書又は編冊された文書全体からみれば、「部分公開」の扱いとなる。

### 3 本件対象公文書に記載された項目ごとの公開・非公開の判断

#### (1) 一般的な取扱い

本件対象公文書には、共通的に、以下に類型として掲げる から までの項目が記載されているが、諮問庁主張のように、「紙1枚の文書全体が、1個の独立一体の犯罪捜査費に関する情報」ととらえると、例えば、 から までの情報は非公開情報でなくても、 から までの情報が非公開情報であることから、紙1枚全体が非公開の扱いとなる。

一方、時系列有意会計文書としてとらえた場合、その横断面としての1枚1枚の文書には、 から までの情報が含まれており、これらは、いずれも、(2)に記載のとおり、非公開情報に該当しないから、本来的に公開すべき情報であると判断される。

（本件対象公文書に記載された項目類型）

文書の標題及び様式の印字項目	} 時系列的有意 会計文書の範囲 ( から )	} 犯罪捜査費 に関する 情報の範囲 ( から )
所属名		
決裁欄の印影（所属長（課長）及び次席）		
支払等の金額（個別金額、合計額）		
捜査員の官職（階級）、氏名及び印影		
支出（支払）・交付等の年月日		
支出（支払）先		
支出の場所（執行場所等捜査活動範囲がわかる情報）		
支払事由		
捜査人員 等		

#### (2) 時系列的有意会計文書に含まれる各項目の公開該当性

##### ア 「所属名」( )

本件が所属を特定しての公開請求であること、また、時系列的有意会計文書においては、情報提供者等や捜査員、警察の捜査対象や時期・方法等を特定又は推認されるおそれのある年月日、支出事由及び支払先等の情報は含まれず、個別具体的な事件と

の関連が遮断されていることから、「所属名」は、それを公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とはいえない。

イ 「決裁欄の印影（所属長（課長）及び次席）」（ ）

決裁欄の印影は、警察本部の所属長（課長）及び次席の氏名（警視相当職以上）であるが、こうした幹部警察職員の氏名は、県職員録（警視相当職以上）や、新聞掲載の異動記事（警部相当職以上）により、一般に公開されている。

また、この決裁欄の印影を公にすると、当該決裁者のいる所属において、捜査費の支出があったということが分かるが、それが分かったからといって、時系列的有意会計文書においては、情報提供者等や警察の捜査対象や時期・方法等を特定又は推認されるおそれのある年月日、支出事由及び支払先等の情報は含まれず、個別具体的な事件との関連が遮断されていることから、決裁欄の印影は、それを公にしても、当該決裁者が、どの事件の捜査支出に関わったかが明らかになるとはいえず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とはいえない。

ウ 「支払等の金額」（ ）

時系列的有意会計文書においては、情報提供者等や警察の捜査対象や時期・方法等を特定又は推認されるおそれのある年月日、支出事由及び支払先等の情報は含まれず、個別具体的な事件との関連が遮断されていることから、金額（個別欄、合計欄）を公にしても、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とはいえない。

エ 「捜査費交付書兼支払精算書」において「捜査人員」がわかる情報（ ）

捜査諸雑費の支出の際に作成される「捜査費交付書兼支払精算書」の「内訳」欄には金額欄があり、中間交付者の氏名、「内訳」欄の交付年月日、捜査員の階級・氏名及び精算額の確認印欄をマスキングして公開した場合には、時系列的有意会計文書として、個別具体的な事件との関連性が遮断されていることから、「内訳」欄において金額が記入された行数（すなわち「内訳」欄の金額以外の項目がマスキングされた行数）によって捜査員の人数が明らかとなっても、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とはいえない。

オ 捜査員が自ら作成する文書における筆跡

「支払精算書」、「立替払報告書」、「支払報告書」、「捜査諸雑費支払伝票」の各文書は、個々の捜査員自らが作成する書類であるが、時系列的有意会計文書として、個別具体的な事件との関連性が遮断されていることから、筆跡から個々の捜査員が特定されたとしても、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とはいえない。

カ 文書の標題及び様式の印字項目（ ）

「捜査費支出伺」等の文書標題及び様式の印字項目については、時系列的有意会計文書として、個別具体的な事件との関連性が遮断された場合、これを公にしても、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とはいえない。

## キ 文書の枚数

文書の枚数（捜査費の執行件数）については、時系列的有意会計文書として、個別具体的な事件との関連性が遮断されており、年月日は公開しない（ただし、本件公開請求は、年度を特定した請求であることから、文書の作成年度は実質的に明らかになる。）こととすれば、文書の枚数（捜査費の執行件数）が年度ごとに明らかになっても、特定の所属（課）又は係における捜査活動の月単位の活発性を明らかにすることにはならず、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とはいえない。

### (3) 領収書に記載された金額等についての配慮

情報提供者等の本人、謝礼等としての物品購入先、接触場所としての飲食店等が作成・発行した領収書の金額について、情報提供者等本人の筆跡が記載されたものや、店舗等が特定又は推認されるような特徴的な印字であるものについては、これを公にすれば、情報提供者等が特定されたり、飲食店等に対する嫌がらせが行われるおそれがあり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報と認められることから、非公開とすべきである。

また、文書の標題（「領収書」等の表示）及び様式の印字項目についても、情報提供者等本人の筆跡が記載されたものや、店舗等が特定又は推認されるような特徴的な印字（意匠、字体等）であるものについては、上記と同じ理由から、非公開が相当である。

### (4) 時系列的有意会計文書の範囲以外の範囲に係る項目等

本件対象公文書のうち、時系列的有意会計文書の範囲以外の項目については、諮問庁主張のように、条例第6条第3号が定める「公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報」に該当すると判断されることから、非公開とすべきである。

### (5) 暴力団等の組織犯罪対策に関する会計文書における特別な取扱い

ア 時系列的有意会計文書においては、情報提供者等や警察の捜査対象や時期・方法等を特定又は推認されるおそれのある年月日、支出事由及び支払先等の情報は含まれておらず、個別具体的な事件との関連が遮断されていることから、公にしても、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とはいえないことから、本来的に、これは、公開すべき情報である。

イ しかしながら、諮問庁は、「暴力団等の組織犯罪対策に関する文書については、過去の事件に係る情報であっても、これを公にすることにより、今後の犯罪活動及び警察の捜査活動に影響を及ぼすおそれが他の事件よりも高い。」旨を強く主張していることから、暴力団等の組織犯罪対策に関する捜査費の支出が記録された時系列的有意会計文書の公開については、それ以外の時系列的有意会計文書に比べて、より一層慎重な判断を行うこととする。

ウ なお、諮問庁は、「警察が過去に取り扱っている多くの事件において、どの事件が組織犯罪で、どの事件が組織犯罪でなかったのかというようなことを、明確に区別する基準を警察自身が持ち合わせていない……要は、実際の事件において、犯罪捜査を行えば必ずすべての真実が明らかになるというわけではないから、その事件が組織犯罪として敢行された事件なのか、個人犯罪として敢行された事件なのかということは、警察自身にも究極的には分からないのが実態」として、本件対象公文書全体の中に、

暴力団等の組織犯罪対策に関するものが一定割合含まれているが、それ以外の部分との切り分けについて、明確な判断基準を示していない。

エ 警察本部の所掌事務からみて、「暴力団等の組織犯罪対策に関すること」等の記述がある課については、相当の蓋然性をもって、暴力団等の組織犯罪対策に関わっているものと考えられる。つまり、別表3に示す所属又は所掌事務に関して作成された時系列的有意会計文書は、経験則上、事件の性格からみて、暴力団等の組織犯罪との関連性が、定型的・定性的に明らかなものと認められるが、それ以外の所属又は所掌事務に関して作成された時系列的有意会計文書については、警察側から、暴力団等組織犯罪との関連性を具体的に示されない限り、「公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報」とはいえない。

相当部分の事件が暴力団等の組織犯罪との関連性が明確に示されないにも関わらず、単に「関連するおそれがある」というだけで非公開とすることは、「原則公開」という条例の本旨に反するもので、認められるものでない。

オ なお、時系列的有意会計文書において、「金額」を非公開とした場合には、残余の「所属」、「決裁欄の印影」も含めて、全体が非公開となる。

#### (6) 情報提供者との信頼関係について

捜査活動では、情報提供者等に対する謝礼等は支払われるのが通常であること、また、時系列的有意会計文書では、情報提供者等や警察の捜査対象や時期・方法等を特定又は推認されるおそれのある年月日、支出事由及び支払先等の情報は含まれておらず、個別具体的な事件との関連が遮断されていることから、諮問庁が主張するような「情報提供者等に関する情報を警察が少しでも外部に提供したというような事実が情報提供者等の知るところとなれば、信頼関係で成り立っている警察と情報提供者等との関係を壊すことにつながり、以後の協力が得にくくなるなど捜査活動に対する重大な障害になる」とは考えられず、公にしても、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とはいえない。

4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(別表1) 本件対象公文書

兵庫県警察本部長が保有する兵庫県警察本部の22所属における捜査費支出関係文書

対象年度	対象の22所属(課等)	捜査費区分 (該当に)		左記に係る対象公文書の名称		
		国費	県費	(A) 公文書公開請求 書に記載のもの	(B) 警察本部長が特定 したもの	
平成10年度 から14年度 まで	(1) 刑事企画課			<ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査費支出伺</li> <li>・支払精算書</li> <li>・領収書</li> <li>・支払報告書</li> </ul>	(一般捜査費関係)	
	(2) 捜査第一課				<ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査費支出伺</li> <li>・支払精算書</li> <li>・立替払報告書</li> <li>・領収書</li> <li>・支払報告書</li> </ul>	
	(3) 捜査第二課				<ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査費支出伺</li> <li>・捜査費交付書 兼支払精算書</li> <li>・捜査諸雑費 支払伝票</li> <li>・領収書</li> </ul>	(捜査諸雑費関係)
	(4) 捜査第三課					
	(5) 暴力団対策第一課					
	(6) 暴力団対策第二課					
	(7) 鑑識課					
	(8) 機動捜査隊					
	(9) 生活安全企画課					
	(10) 銃器対策課					
	(11) 薬物対策課					
	(12) 生活経済課					
	(13) 少年課					
	(14) 鉄道警察隊					
	(15) 交通捜査課 (旧駐車対策課を除く。)					
	(16) 交通機動隊					
	(17) 高速道路交通警察隊					
	(18) 公安第一課					
	(19) 公安第二課					
	(20) 公安第三課					
	(21) 警備課					
	(22) 外事課					

(注) 平成16年3月の公開請求及び兵庫県警察本部長による本件決定処分時の所属名による。

(別表2) 本件対象公文書に記録されている項目

捜査費区分	A 公文書の名称と作成意義	B 記録されている項目
<p>(1) 一般捜査費関係</p>	<p>捜査費支出伺</p> <p>所属長又は中間取扱者（捜査本部等を設置した場合等において、捜査費の取扱者として所属長が指定した者をいう。以下同じ。）が捜査員に捜査費を交付した際に作成する書類</p>	<p>文書の標題及び様式の印字項目                      決裁欄（印影）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出伺年月日</li> <li>・ 支出伺金額</li> <li>・ 所属</li> <li>・ 捜査員の階級、氏名（複数の捜査員に交付する場合には、捜査員の人数）</li> <li>・ 各捜査員の階級、氏名</li> <li>・ 各捜査員への交付金額</li> <li>・ 支出事由</li> <li>・ 交付年月日</li> <li>・ 金額計</li> </ul>
	<p>支払精算書</p> <p>捜査員が所属長等に自らが執行した捜査費の精算をするために提出する書類</p>	<p>文書の標題及び様式の印字項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成年月日</li> <li>・ 精算先の宛名（所属長）</li> <li>・ 捜査員の階級、氏名及び印影</li> <li>・ 既受領額、支払額、差引過不足額</li> <li>・ 支払年月日</li> <li>・ 支払事由</li> <li>・ 支払金額</li> <li>・ 金額計</li> <li>・ 決裁欄（印影）</li> <li>・ 精算の区分</li> <li>・ 精算年月日</li> <li>・ 領収印（印影）</li> <li>・ 領収書を徴取することができなかった場合の所属長等確認欄（官職、階級、氏名、印影）</li> </ul>
	<p>立替払報告書</p> <p>捜査員が一時的に私費を立て替えた場合に作成する書類</p>	<p>文書の標題及び様式の印字項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成年月日</li> <li>・ 報告先の宛名（所属長）</li> <li>・ 捜査員の階級、氏名及び印影</li> <li>・ 立替払額</li> <li>・ 支払年月日</li> <li>・ 支払金額</li> <li>・ 支払先</li> <li>・ 支払事由</li> <li>・ 金額計</li> <li>・ 取扱者の確認年月日</li> <li>・ 取扱者の確認（印影）</li> </ul>
	<p>領収書</p> <p>捜査員が支払いを受けた者から徴収した書類</p>	<p>文書の標題及び様式の印字項目                      領収額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収年月日</li> <li>・ 債主（相手方）の住所、氏名及び印影</li> </ul>

捜査費区分	A 公文書の名称と作成意義	B 記録されている情報
(1) 一般捜査費関係 (続き)	<p>支払報告書</p> <p>領収書を徴収できなかったときに捜査員が作成する書類</p>	<p>文書の標題及び様式の印字項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成年月日</li> <li>・報告先の宛名(所属長)</li> <li>・捜査員の階級、氏名及び印影</li> <li>・支払を受けた者の住所及び氏名 支払金額</li> <li>・現金を支払った日時及び場所等</li> <li>・現金を支払った理由及び状況</li> <li>・領収書を徴収することができなかった理由及び状況</li> <li>・添付書類の有無</li> </ul> <p>領収書を徴収することができなかった場合の所属長確認欄(官職、階級、氏名及び印影)</p>
(2) 捜査諸雑費関係 (平成13年度から)	<p>捜査費支出伺</p> <p>所属長が中間交付者(捜査担当の責任者で所属長の指定する者。以下同じ。)に捜査諸雑費を交付する際に作成する書類(様式は(1)に同じ。)</p>	( (1) に同じ。 )
	<p>捜査費交付書兼支払精算書</p> <p>中間交付者が各捜査員に捜査諸雑費を交付したとき及び精算したときに作成する書類</p>	<p>文書の標題及び様式の印字項目</p> <p>決裁欄(印影)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成年月日</li> <li>・精算先の宛名(所属長)</li> <li>・中間交付者の階級、氏名(印影)</li> <li>・中間交付者の受領年月日</li> <li>・既受領額、交付額、支払額、返納額</li> <li>・各捜査員への交付年月日</li> <li>・各捜査員の階級、氏名</li> <li>・各捜査員への交付額</li> <li>・各捜査員の支払額、返納額</li> <li>・確認印(印影)</li> </ul> <p>交付額、支払額、返納額の計</p> <p>文書の標題及び様式の印字項目</p>
	<p>捜査諸雑費支払伝票</p> <p>捜査員が捜査諸雑費を執行した都度、作成する書類(執行の内容に応じて領収書、レシート等が貼付される。)</p>	<p>文書の標題及び様式の印字項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成年月日</li> <li>・捜査員の階級、氏名</li> <li>・支払年月日</li> <li>・支払金額</li> <li>・支払先</li> <li>・支払事由</li> <li>・金額計</li> </ul>
	<p>領収書( (1) に同じ。 )</p>	( (1) に同じ。 )

(注) 審査会として公開すべきと判断するB欄の項目：「第1 審査会の結論」関係)

- 1 印を付した項目  
審査会として公開すべきと判断する項目である。

- 2 印を付した項目  
領収書においては、文書の標題及び様式の印字項目並びに領収額については、情報提供者等本人の筆跡が記載されたものや、店舗等が特定又は推認されるような特徴的な印字であるものは、公にすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報に該当するものとして非公開とする。



**(別表3) 時系列的有意会計文書について特別扱いで非公開とする範囲**

(兵庫県警察本部の「所掌事務等一覧表」(平成16年度現在)に基づく区分)

本件対象公文書(時系列的有意会計文書)を特別扱いとして非公開とする範囲は、次のとおりである。

1 各所属単位で非公開とするもの

所 属 名		
(1) 捜査第一課	(5) 機動捜査隊	(9) 公安第一課
(2) 暴力団対策第一課	(6) 銃器対策課	(10) 公安第二課
(3) 暴力団対策第二課	(7) 薬物対策課	(11) 公安第三課
(4) 鑑識課	(8) 少年課	(12) 外事課

2 各所属が所掌する一部特定の事務に関して非公開とするもの

所 属 名	所 掌 事 務
(13) 刑事企画課	国際犯罪の捜査及び指導に関すること
(14) 捜査第二課	知能犯罪の捜査に関すること
(15) 生活安全企画課	売春関係事犯の取締りに関すること 風俗関係事犯の取締りに関すること 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること
(16) 生活経済課	公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること(産業廃棄物処理関係の事犯) 密貿易関係事犯の取締りに関すること
(17) 交通捜査課、 (18) 交通機動隊、 (19) 高速道路交通警察隊	暴走族対策に関すること

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
平成16. 6.25	・ 諮問書の受領
16. 7. 9	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
16. 7.29	・ 審査請求人の意見書の受領
16.10.26 (第159回審査会)	・ 審議
16.11.30 (第160回審査会)	・ 審議
17. 2. 1 (第161回審査会)	・ 審議
17. 3.18 (第162回審査会)	・ 審議
17. 6. 7 (第163回審査会)	・ 審議
17. 7. 5 (第164回審査会)	・ 審議
17. 7.25 (第165回審査会)	・ 審議
17. 9.21 (第167回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由補充説明書の受領、非公開理由の説明及び審議
17.10.24 (第168回審査会)	・ 審議
17.12.26 (第169回審査会)	・ 審議
18. 2. 7 (第170回審査会)	・ 審議
18. 2.22 (審査会小委員会)	・ 審議
18. 3.23 (第171回審査会)	・ 審議
18. 4.25 (第172回審査会)	・ 審議
18. 5.30 (第173回審査会)	・ 審査請求人から意見聴取及び審議
18. 6.20 (第174回審査会)	・ 審議 ・ 答申